

尾張旭市防災会議 会議録

1 日時

平成29年2月16日（木）

開始 午後2時

終了 午後2時45分

2 場所

尾張旭市役所 講堂1・2

3 出席委員 21名

市長、愛知県守山警察署長（代理）、副市長、教育長、消防長、尾張旭市消防団長、尾張旭市婦人消防クラブ会長、瀬戸旭医師会長（代理）、尾張旭市歯科医師会長（代理）、瀬戸旭長久手薬剤師会、中部電力(株)旭名東営業所長（代理）、東邦瓦斯(株)瀬戸営業所長、愛知県エルピーガス協会瀬戸旭分会副分会長（代理）、日本赤十字社尾張旭市地区奉仕団書記、愛知県尾張県民事務所長、尾張建設事務所長、尾張旭市土木業協会副理事長、尾張旭市建築業協会会長、尾張旭市管工事業協同組合代表理事、尾張旭市子ども会連絡協議会会長、尾張旭市地域活動連絡協議会副会長

4 欠席委員 4名

都市整備部長、(株)NTTフィールドテクノ名古屋東フィールドサービスセンター長、尾張旭市自治連合協議会、愛知県瀬戸保健所長

5 傍聴者

0名

6 事務局出席職員

総務部長 野村 孝二、災害対策監兼災害対策室長 伊藤 成人、災害対策室長補佐 福士 貴治、災害対策室係長 高倉 哲郎、災害対策室主事 深谷 和義、災害対策室主事補 小西 浩範

7 議題等

- (1) 尾張旭市地域防災計画の修正について
- (2) 平成29年度尾張旭市総合防災訓練の実施について
- (3) その他

8 議事

<p>災害対策係長</p>	<p>委員の皆様には、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。 それでは、ただいまから尾張旭市防災会議を開催いたします。 私、本日の司会進行を務めさせていただきます尾張旭市役所総務部災害対策室災害対策係長の高倉でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、今回より新規委員2名が加わっておりますので、御紹介いたします。 それでは、御名前をお呼びいたしますので、御起立をお願いいたします。</p> <p>尾張旭市子ども会連絡協議会会長 山本真依子 様 尾張旭市地域活動連絡協議会副会長 谷山れい子 様</p> <p>以上の2名のかたでございます。 今後ともよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの出席委員は、21名であります。 尾張旭市防災会議条例第5条第2項による定足数に達しております。</p> <p>また、尾張旭市防災会議運営要綱第5条に基づき、本会議は公開の対象とするとともに、会議録作成のため、録音させていただきますので、御了承ください。</p> <p>それでは、開催に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきたいと思っております。 事前に配布した資料及び本日本日配布した資料を基に会議を進めさせていただく予定ですが、お手元でございますでしょうか。資料の落丁、不足のある方は、お申し出ください。</p> <p>それでは、前置きが長くなりましたが、次第に沿って会議を進めさせていただきます。初めに本会議の会長であります水野市長からあいさつを申し上げます。</p>
<p>市長</p>	<p>(市長あいさつ)</p>
<p>災害対策係長</p>	<p>本会議の議長は、会長であります尾張旭市長が務めますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>市長</p>	<p>それでは、次第に沿って、進めさせていただきます。 本日の議題は(1)として「尾張旭市地域防災計画の修正について」、(2)として「平成29年度の市総合防災訓練の実施について」です。</p>

	<p>ではまず(1)の「尾張旭市地域防災計画の修正について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>災害対策監兼 災害対策室長</p>	<p>災害対策室長の伊藤でございます。 本日の議題(1)「尾張旭市地域防災計画の修正について」説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料1「尾張旭市地域防災計画の修正要旨」をご覧ください。 毎年多くの修正がありますが、今回も大変多くの修正事項があります。 詳細な修正内容の説明、また修正箇所の説明は省略させていただき、修正の要旨による説明とさせていただきますのでお許しください。 それでは、 「1 地域防災計画修正の根拠」でございます。 災害対策基本法第42条では、「市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項別の計画について定めた総合的な計画でありまして、国の防災基本計画に基づき、作成し、必要に応じて検討し、必要があるときは、修正しなければならない。」とされております。 また、同法16条では、「地域防災計画の作成及び修正は、市防災会議の所掌事務とされている。」ことから、本日、市防災会議を開催させていただいている次第でございます。</p> <p>これから修正内容に移りますが、今回、修正事項を大きく区別いたしますと、 ①市独自の修正によるもの ②愛知県の取組みに係る修正によるもの、 ③国の計画及び関係法令等による修正によるもの と3つに区分することができます。</p> <p>まず、修正要旨2としまして、「本市独自の修正事項」でございます。 3点でございます。 1点目は、計画全体の「構成の変更」でございます。 災害対策室では、この計画の構成で、もう少し本市の計画として、実務的、実践的かつ分かりやすい計画にする必要があるのではないかと考えております。 今回そうした視点に基づきまして修正した項目であります。 まず、本市の所在地等を考慮いたしますと、「原子力災害への対策」は、愛知県の県域を考えた対策計画ほどの計画の必要はなく、「災害予防対策」や「応急対策」として計画に載せていることから、第1編の第2章の「各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」などの事項を削除いたしました。 また、本市の地域防災計画の「風水害等災害対策計画」の中に、この「等」にあたりますが、「航空災害」や「鉄道災害」などの「大規模事故への対策」を記載しておりました。 発生する確率が比較的低いと思われ、これらの「大規模な事故災害」を、今回から「原子力災害」と合体させる形で「原子力・大規模事故対策計画」といたしまして、本市の計画を、「風水害災害」、「地震災</p>

	<p>害」、「原子力・大規模事故」の3部構成の対策計画とすることといたしました。</p> <p>本日お持ちいただきました、尾張旭市地域防災計画、市役所では赤本と呼んでおりますが、これの本編を見ていただきたいと存じます。</p> <p>この赤本にピンク色の用紙が差し込んであり、3部の構成を区別してあります。はじめが「風水害等災害対策計画」。</p> <p>中間のピンク色の用紙が「原子力災害対策計画」。</p> <p>3枚目が「地震災害対策計画」というように3部構成となっております。</p> <p>最初のピンク色の用紙「風水害等災害対策計画」を開いてください。1枚めくっていただきますと黄色のページが出てまいります。「目次」となっております。</p> <p>第1編「総則」から始まっておりまして、第2編「災害予防」、第3編「災害応急対策」となっております。1枚はねていただきますと、第3編の第15章「航空災害対策」が出てまいります。以後、第16章「鉄道災害」、第17章「道路災害」と続きまして、第22章「林野火災対策」まで、風水害以外の大規模事故災害が含まれております。</p> <p>この「航空災害」から「林野火災」までを、風水害災害から分けまして、「原子力災害」と合体させるというものでございます。</p> <p>「修正の要旨」に戻っていただけますでしょうか。</p> <p>市独自の修正の2点目でございます。</p> <p>(2)表の削除であります。</p> <p>従来、愛知県の地域防災計画に準じ、本編に「主な機関の応急活動」や「主な機関の措置」という表を載せておりました。</p> <p>「主な機関の応急活動」の表では、どの時点を示しているのか、はっきりしないこと。また、「主な機関の措置」につきましても記載内容が統一されておらず、わかりにくいいため、今回、表を削除することにいたしました。</p> <p>このあたりにつきましても、担当の方から具体的な例をお示しし、説明させていただきます。</p>
<p>災害対策係長</p>	<p>では、代わって説明をさせていただきます。</p> <p>本日お持ちいただきました資料、地域防災計画の97ページをご覧ください。</p> <p>愛知県地域防災計画に準じる形で「主な機関の応急活動」という表が上に載っております。矢印のついている表です。これは各機関の活動内容を時系列的に表示する表となっておりますが、活動の時間に具体性がなく、丸印の位置も微妙に異なり、どの時点を示しているかということが表を見るだけでは伝わりにくいものとなっております。</p> <p>また、97ページの下段より、3ページに渡りまして「主な機関の措置」という表が載っております。これは計画内の各項目を担当する機関ごとにまとめた表であり、目次のような役割を果たしているものではありませんが、各項目と表の記載と同じ内容を重複して記載しているものであり、項目数が多い章ではこのように表だけで多くの文字数を必要としてしまい</p>

	<p>ます。</p> <p>各章にもそれぞれ対策の見出しがついており、その見出しから内容について推測することは可能であります。計画全体の分量と毎年の修正作業の事務量を削減するため、今年度の改訂より「主な機関の応急活動」及び「主な機関の措置」の表を削除することにしたものでございます。</p>
<p>災害対策監兼 災害対策室長</p>	<p>今回の表の削除も同様でございますが、赤本をもっとわかりやすく修正し、掲載することができないものか、今後とも検討してまいりたいと考えております。御理解のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、市独自の修正の3点目でございます。</p> <p>(3)「市の施策に基づく修正」であります。</p> <p>市民の皆さまに、大規模災害時には共助として「避難所運営」が重要であることを啓発してきております。</p> <p>昨年度は、私どもが催しました防災講演会では、「女性の視点からの避難所の運営」をテーマとし、今年度におきましても「避難所のトイレ対策」を演題としまして専門家による講演をしていただきました。</p> <p>今回、さらに「共助による地域の避難所における運営」を推し進めるため、自主防災組織の災害発生時の活動として「避難所の運営」を計画に加えるとともに、各自主防災組織と協力し「各地域別の避難所運営マニュアルを作成」することも、計画に明記し、避難所の体制を整備していくことといたしました。</p> <p>以上3点が、市独自の修正事項であります。</p> <p>次に、修正要旨の3といたしまして、「愛知県の取組みに係る修正事項」でございます。</p> <p>次の4点がございます。</p> <p>まず1点目。(1)「愛知県地域強靱化計画の策定等に伴う修正」でございます。</p> <p>平成26年6月に国の内閣官房が国土強靱化基本計画を策定し、この計画に基づき、平成27年8月に県は「愛知県地域強靱化計画」を策定いたしました。</p> <p>本市の地域防災計画と「愛知県地域強靱化計画」との関係について記載するなど、必要な修正を行いました。</p> <p>続きまして、2点目ですが、(2)「南海トラフ地震発生時における「広域受援体制」の確保に係る修正」でございます。</p> <p>南海トラフ地震発生時に、国からの支援を迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するために愛知県が策定した「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」を踏まえまして、地震災害対策の第3編「災害応急対策」に「南海トラフ地震の発生時における広域受援」という新しい節を設けました。</p> <p>また道路施設の応急復旧におけるタイムラインに係る記載を追加するなど、必要な修正を行いました。</p> <p>次に、(3)「災害からの迅速な復旧・復興に伴う修正」でございます。</p>

この修正には、3つの修正が含まれております。

一つ目は、単に各災害対策計画の第4編の名称を「災害復旧」から「災害復旧・復興」に変更すること。

二つ目は、罹災証明書の交付の支援、市税の減免、住宅・労働に関する相談などの記載を整理・充実し、被災者等の生活再建に関する章の名称を「民生安定のための緊急措置」から「被災者等の再建等の支援」という名称に変更いたしました。

三つ目は、被災した中小企業、農林水産業者の早期の事業再開を支援するため、事業資金の融資や関係団体等の支援情報の提供等の記載を整理・充実し、「商工業・農林水産業の再建支援」に係る章を新設するなど、愛知県の修正内容に合わせた修正であります。

次に、(4)「災害派遣福祉チーム（DCAT）の体制整備に伴う修正」でございます。

大規模自然災害時において、愛知県が高齢者や障がい者などの要配慮者を支援するため、県内被災自治体からの要請に基づき、被災地への福祉人材派遣の仕組みであります「愛知県災害派遣福祉チーム（愛知DCAT）」を整備したことに伴い、必要な修正を行っております。

以上の4点が、「愛知県の取組みに係る修正事項」であります。

次に修正要旨4になります。

「国の防災基本計画の修正及び災害関係法令の改正に伴う修正事項」であります。

6点修正事項がございます。

まず1点目、(1)「土砂災害への対策強化に伴う修正」でございます。

平成26年8月に発生しました広島土砂災害をはじめ最近の土砂災害の教訓を踏まえ、風水害対策の災害予防編の土砂災害防止対策に係る章の名称を「土砂災害等予防対策」として整理するとともに、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報、これをメッシュ情報と呼んでいますが、その情報等を活用した避難勧告の発令範囲の設定や、避難準備情報の発令による、自主的な避難の促進などの対策を追加するなど、必要な修正を行っております。

次に(2)「業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化に伴う修正」でございます。

市及び県が業務継続計画、この計画のことを「BCP」と呼んでおりますが、この計画を策定する際に、少なくとも定めておくべき事項といたしまして、「電気・水・食糧等の確保」や「非常時優先業務の整理」等を記載するなどの、必要な修正を行っております。

なお、本市の業務継続計画（BCP）は、平成25年3月に策定いたしましたが、今後この計画修正に基づいた見直しを行ってまいります。

次に3点目、(3)「実働組織間の調整に係る記載の修正」でございます。

活動エリア・内容、情報通信手段などについて情報共有及び活動調整を行うため、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等において「合同調整所」を設置することなど、必要な修正を行いました。

Lアラートとは、「公共情報コモンズ」と呼ばれていますが、総務省の

	<p>公共情報を配信するシステムのことです。</p> <p>愛知県は平成27年4月から県民に対し多様で身近なメディアを通して、災害情報等を迅速かつ確実に受け取ることができるようにするため、県内市町村が発表する避難勧告や避難指示の発令や避難所の開設等の情報をこのLアラートに提供することとしたことに伴いまして、本市においても、愛知県の修正に合わせて修正をおこなうものです。</p> <p>次に4点目です。</p> <p>(4)「重要情報の集約・調整に係る記載の修正」であります。</p> <p>従来から、市は人的被害や建物被害などの情報を収集し、県に通報することとなっており、県は各自治体の情報収集をすることとなっております。</p> <p>改めて、死者行方不明者など人的な被害者の数について、県が一元的に集約・調整を行うことなど、重要な情報の集約・調整に関しまして、必要な修正を行いました。</p> <p>次に5点目でございます。</p> <p>(5)「水防法の改正に伴う修正」でございます。</p> <p>水防法が一部改正され、洪水及び雨水出水に係る最大規模を想定した浸水想定区域の指定が規定されたことなどに伴い、風水害災害対策の第2編「災害予防編」の第2章「水害予防対策」に第3節といたしまして「浸水想定区域における対策」に係る節を新設するなど、必要な修正を行いました。</p> <p>最後になりますが、(6)「下水道法の改正に伴う修正」でございます。</p> <p>下水道法が一部改正され、「下水道管理者は浸水被害対策地域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して、浸水被害の軽減を推進する」とされたことなどに伴い、必要な修正を行いました。</p> <p>以上、今回もたいへん多くの修正がありました。そのうち主な修正項目について説明をさせていただきました。</p> <p>たいへん端折った説明になりましたが、これをもちまして、議題(1)「尾張旭市地域防災会計画の修正について」の説明は終わらせていただきます。</p> <p>よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。</p>
市長	ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問などがあればお受けいたします。
	(質問・意見等なし)
市長	御意見、御質問もないようですので、ただいま説明いたしましたこのことにつきまして、原案どおり決定することについて、御異議ございませんか。
	「異議なし」との声

市長	<p>御異議なしと認めますので、原案どおり計画を修正させていただきます。</p> <p>続きまして、次第の2(2)「平成29年度尾張旭市総合防災訓練の実施について」、事務局より説明をお願いします。</p>
災害対策室長補佐	<p>災害対策室長補佐の福士でございます。</p> <p>議題(2)「平成29年度尾張旭市総合防災訓練の実施について」の概要を御説明させていただきます。</p> <p>お手元に配りました資料の2もしくは前方のスクリーンをご覧くださいと思います。</p> <p>総合防災訓練について、本日4つの項目に分けて御説明をしていきます。</p> <p>まずはじめに基本事項、2点目に開催時期の変更について、3点目に基本方針、4点目に今後について、ということで御説明していきます。</p> <p>はじめに1 基本事項から順に御説明いたします。平成29年度の総合防災訓練の実施日時は、平成29年9月2日土曜日、予定ではございますが、午前8時から11時30分まで。</p> <p>訓練の会場は尾張旭市城山町13番地1にあります尾張旭市立城山小学校を会場として市民と防災関係機関の参加による総合防災訓練の開催を予定しております。</p> <p>例年ですと、夏休み期間中の8月の第4日曜日を総合防災訓練日として実施しておりますが、実施日を例年と異なる日程としたことについては、次の2 開催時期の変更についてで御説明いたします。</p> <p>なお、具体的な訓練の内容につきましては、現在、災害対策室で調整中でありますので、詳細な訓練実施時間についても変更する場合がございます。その点につきましては御理解、御了承いただきたいと思います。</p> <p>訓練の想定につきましては、昨年同様地震災害を想定といたしまして、尾張旭市の最大震度予測のデータを基に市内各地域で起こり得る被害を予測していただき、自助・共助の重要性について御参加していただく市民の皆様方に考えていただく想定として訓練を行ってまいります。</p> <p>それでは次に、2 開催時期の変更について御説明いたします。</p> <p>先ほどお話いたしました、総合防災訓練は毎年8月の第4日曜日に市内の9小学校を持ち回りとして開催しております。</p> <p>また、毎年8月の第4土曜日には尾張旭まつり実行委員会の主催による「たのしい夏祭り」が城山公園一帯で開催されております。</p> <p>平成29年度の予定では「たのしい夏祭り」が平成29年8月26日の土曜日に開催する予定になっております。</p> <p>例年どおりであります、8月26日に「たのしい夏祭り」、翌日の27日日曜日に市総合防災訓練を開催することになりますが、この「たのしい夏祭り」の開催場所は城山公園一帯であり、来年度の総合防災訓練の会場に予定しております城山小学校が「たのしい夏祭り」の来場者用の駐車場として利用することになっております。</p> <p>その関係で26日に「たのしい夏祭り」、27日に市総合防災訓練とい</p>

った計画でスケジュールを組みますと、訓練実施日の前日に会場の用意をいたしますが、26日土曜日の夜間まで城山小学校は駐車場として使用されることとなります。翌日の訓練開催の会場準備が前日の26日土曜日にできなくなることが明確になりました。

このような会場の理由から、平成29年度につきましては総合防災訓練の実施日を例年実施しております8月の第4日曜日から実施日を変更することといたしました。

訓練実施の日程を災害対策室内で検討する上で、総合防災訓練を7月の下旬、8月の月上旬に実施することも十分可能ではありましたが、参加関係団体等との調整が日程が早まる関係で十分できないことや、また8月のお盆休みと重なる8月12日、13日は避けること、また地域の盆踊り等の実施と重ならないこと、市長の公務の関係を外した日程で検討させていただいた結果、翌週の9月1日の金曜日が防災の日であることから、防災啓発、防災に関する意識の向上を考えますと、9月1日の防災の日に合わせて開催することがより多くの市民の皆様へ防災意識の向上を図るにはよいのではないかと考えた次第であります。

また、訓練設備等の撤収作業やグラウンドの現状復旧作業等は訓練終了後の午後半日で完了する予定でございます。

雨天等の場合を考えまして、3日の日曜日を撤収作業等の予備日といたしまして設定し、土曜日の訓練開催日程に変更することといたしました。

会場となります城山小学校には、4日の月曜日以降の体育の授業等で児童が確実にグラウンドを使用できるよう十分な配慮をしていきます。

続いて3点目の基本方針になります。

総合防災訓練の基本方針について御説明いたします。

自分の命は自分で守る自助、地域は地域で守る共助を推進するため、平成27年度から市民参加型の訓練に見直しを図ってまいりました。

平成29年度につきましても、引き続き自助と共助の推進を図り、地域の防災力強化を図ることを目的とした訓練を実施してまいりたいと考えております。

そこで、平成29年度は「出来ることから一歩ずつ～自助・共助で命を守る～」を訓練テーマといたしまして、子どもから大人まで幅広い世代が訓練に参加できるよう、今年度以上に訓練・展示内容の充実を図っていきたくて考えております。

最後に、防災訓練までの今後の予定について御説明いたします。

訓練の内容等につきましては、各防災関係機関・城山校区の地域住民のかたとの連携を図りながら、訓練内容の調整を図ってまいります。

なお、防災委員の皆様方には、7月に予定しております「平成29年度第1回防災会議」において、詳しい訓練内容等の詳細を御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、平成29年度尾張旭市総合防災訓練の実施についての説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

市 長	<p>事務局より、平成29年度尾張旭市総合防災訓練についての説明がありました。</p> <p>内容につきまして、御意見、御質問などがあれば挙手にてお願いいたします。</p>
	(質問・意見等なし)
市 長	<p>御意見、御質問もないようですので、ただいま説明いたしました内容につきまして、原案どおり決定することについて、御異議ございませんか。</p>
	「異議なし」との声
市 長	<p>御異議なしということですので、「平成29年度尾張旭市総合防災訓練の実施について」は原案どおり決定させていただきます。</p> <p>以上で予定しておりました二つの議題について、審議が終了いたしました。</p> <p>続きまして、次第3「その他」報告事項に入ります。</p> <p>事務局よりお願いいたします。</p>
災害対策係長	<p>では続きまして、次第3にあります「その他」報告事項に移らせていただきます。</p> <p>(1)家具転倒防止支援事業について御説明させていただきます。</p> <p>こちらは今年度6月より災害対策室で実施しております「家具転倒防止支援事業」についての御説明となります。</p> <p>この事業は、65歳以上の高齢者のみの世帯、又は身体障害1、2級や要介護3以上などの避難行動要支援者のかたがいらっしゃる世帯を対象としまして、シルバー人材センターの職員による御自宅の家具・家電の転倒防止作業を支援する事業です。</p> <p>冷蔵庫、タンス、テレビなど5台までの家具・家電の転倒防止を無料で行うものです。ただし、固定作業に必要となる器具代のみ実費負担となります。</p> <p>今年度当初予算では10軒分ほどの予算措置をしておりましたが、地域で積極的に推進に協力していただいた自治会などもあり、現在まで22件の申請を受理し、予算が不足したため予算を流用して対応している状況となっております。</p> <p>防災委員の皆様におかれましても、御近所やお知り合いで対象となられるようなかたがおられましたら、是非ともこの家具転倒防止支援事業を市が実施しているということを教えてあげていただきたいと思います。</p> <p>来年度も積極的に事業を啓発し、家具転倒防止を拡大してまいりたいと思っております。</p> <p>(1)家具転倒防止支援事業の説明は以上でございます。</p>

<p>災害対策室長補佐</p>	<p>続きまして、(2)防災アプリ「わが家の防災ナビ」について説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料に黄色い防災カードと防災チェックシートをお配りさせていただきます。</p> <p>これは平成28年の7月の終わりに日本気象協会と尾張旭市が連携して、協会が作りました防災アプリへ尾張旭市が協力しているものになります。</p> <p>あくまで防災アプリは尾張旭市が独自で作ったアプリではございません。日本気象協会が作ったものになりますが、そこに連携自治体として尾張旭市が提携させていただいているものでございます。</p> <p>これは、今後尾張旭市民の皆様方に「自助」の啓発のツールといたしまして、スマートフォン等が普及しておりますので、このようなアプリを取り入れていただいて、備蓄の計画や家族での避難の確認などに役立てていただければと考えております。</p> <p>災害対策室の窓口はこの2点の資料を置いておりますが、目立つ色をしておりますので、市民の方が興味を持ちやすく、持っていかれる方が多くいらっしゃいます。そのときにアプリのお話をさせていただいたりしておりますので、どうか皆様方もアプリの御紹介をしていただければ、「自助」の啓発につながると考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>市長</p>	<p>ただいまの事務局の説明の中で、御質問などがあればお受けいたします。</p>
	<p>(質問・意見等なし)</p>
<p>市長</p>	<p>御意見、御質問もないようですので、事務局の説明を終了いたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題等はすべて終了いたしました。進行を事務局に戻します。</p>
<p>災害対策係長</p>	<p>慎重に御審議賜りありがとうございました。</p> <p>委員の皆様方には、今後とも本市の防災行政への更なる御協力をお願いいたします。</p> <p>これをもちまして、尾張旭市防災会議を終了させていただきます。皆様、誠にありがとうございました。</p>